

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況の調査結果の概要

調査の趣旨

- 総務省では、各地方公共団体において第三セクター等の経営健全化に取り組むことを求めている、特に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等と関係を有する地方公共団体に対しては、経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化方針を策定・公表するよう要請しています。（「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」（平成30年2月20日付け総財公第26号）、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総財公第19号））
- 本調査は、令和4年度決算データ（※）に基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体延べ305団体における、経営健全化方針の策定状況及び当該方針に基づく取組状況を調査し、地方公共団体・第三セクター等別に公表するものです。
- ※ n年度決算データ：各第三セクター等に係るn+1年3月31日までに終了した事業年度の決算データ。以下同じ。

調査結果の概要

1. 経営健全化方針の策定状況

令和6年6月1日時点で、経営健全化方針を策定済の地方公共団体は、延べ288団体（94.4%）、未策定の団体は、延べ17団体（5.6%）となっています。

	策定済	未策定	計
団体数	288 団体 (94.4%)	17 団体 (5.6%)	305 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	297 団体 (97.1%)	9 団体 (2.9%)	306 団体 (100.0%)

- ※1 1つの団体が複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。
- ※2 「策定済」には、「法人が整理（売却・清算）された」等の策定の必要がないものを含む。
- ※3 「前回調査」とは、令和3年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和5年6月1日時点の策定状況である。

2. 経営健全化方針に基づく取組状況

令和6年3月31日時点で、該当する第三セクター等の令和5年度決算データにおける策定要件に関する数値が、策定要件に該当した当初と比べて改善している地方公共団体は、延べ150団体（49.2%）となっています。

	改善	悪化	計
団体数	150 団体 (49.2%)	155 団体 (50.8%)	305 団体 (100.0%)
(参考) 前回調査	153 団体 (50.0%)	153 団体 (50.0%)	306 団体 (100.0%)

- ※1 1つの団体が複数の第三セクター等と関係を有する場合、関係を有する第三セクター等ごとに1団体として計上している。
- ※2 「改善」には、「法人が既に清算・廃止された」場合等を含む。
- ※3 「前回調査」とは、令和3年度決算データに基づき経営健全化方針の策定要件に該当した地方公共団体における、令和5年3月31日時点の経営健全化方針に基づく取組状況である。